

2022年5月13日

各 位

会社名 堺化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢部 正昭
(コード番号 4078 東証プライム)
問合せ先 人事総務部長 渡辺 敏樹
電話番号 072-223-4111

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第127回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議するとともに、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、「補欠監査役1名選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

①株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものです。

②補欠監査役に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者（2022年6月28日開催予定の定時株主総会において決定）

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
もりた ひろし 森田 博 (1977年7月26日)	2000年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社
	2004年3月 同社 退社
	2007年3月 神戸大学法科大学院 卒業
	2008年12月 弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所
	2014年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士（現在に至る）

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条(条文省略)</p> <p>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第15条～第29条(条文省略)</p> <p>第30条(監査役の選任)</p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第1条～第13条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第14条(電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②<u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第29条(現行どおり)</p> <p>第30条(監査役の選任)</p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③<u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④<u>前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条～第44条（条文省略） < 新 設 ></p>	<p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第32条～第44条（現行どおり） (附則)</p> <p>①<u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②<u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>③<u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上